（国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部改正）

第四十五条　国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部を次のように改正する。

第二条第十五号中「第二項若しくは」を「第二項又は」に改め、「又は同法第九十七条の二第一項に規定する特別還付金」を削る。

附則第十七項中「千分の九百六十」を「千分の九百六十二」に、「千分の四十」を「千分の三十八」に改める。

（日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令の一部改正）

第四十六条　日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令（平成十七年政令第二百三号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「第三十八条の四第三十八項第一号」を「第三十八条の四第三十九項第一号」に、「前条第三十八項」を「前条第三十九項」に改める。

外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十一年三月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

財務大臣　麻生　太郎

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百三号

外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第六号）の施行に伴い、並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）第四条第四項並びに第四十一条の二第五項及び第十項の規定に基づき、この政令を制定する。

外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「及び第四十一条」を「、第四十一条及び第四十一条の二」に改める。

第三十条第一項第一号中「第六十六条の四第二十一項第一号又は第六十八条の八十八第二十二項第一号」を「第六十六条の四第二十一項第三号又は第六十八条の八十八第二十二項第三号」を「第六十六条の四第二十七項第三号又は第六十八条の八十八第二十八項第三号」に改め、同条第三項の表第四項の項中「第六十六条の四の二第一項」を「第六十六条の四の二第一項」に改める。

第三十一条第一項の表前条第一項第一号の項中「第六十六条の四第二十一項第一号」を「第六十六条の四第二十七項第一号」に、「第四十条の三の三第十六項第一号」を「第四十条の三の三第二十二項第一号」に改め、同表前条第一項第三号の項中「第六十六条の四第二十一項第三号」を「第六十六条の四第二十七項第三号」に改める。

第三十二条第七項第一号中「第六十六条の四第二十一項第一号」を「第六十六条の四第二十七項第一号」に、「第六十八条の八十八第二十二項第一号」を「第六十八条の八十八第二十八項第一号」に改める。

第三十三条の次に次の一条を加える。

（報告金融機関等による報告事項の提供）

第三十三条の二　報告対象契約（法第四十一条の二第一項に規定する報告対象契約をいう。以下この項において同じ。）が終了した場合には、当該報告対象契約については、同条第一項中「その年の十二月三十一日において」とあるのは「その年中に」と、「が報告対象契約を締結している」とあるのは「の締結していた報告対象契約が終了した」と、「に係る資産の価額、当該」とあるのは「の終了の事実、当該報告対象契約に係る」として、同項の規定を適用する。

2　国税通則法施行令第三十条の三の規定は、法第四十一条の二第七項の規定により物件を留め置く場合について準用する。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第三十条第一項の改正規定、第三十一条第一項の表前条第一項第一号の項の改正規定（「第六十六条の四第二十一項第一号」を「第六十六条の四第二十七項第一号」に改める部分に限る。）、同表前条第一項第三号の項の改正規定及び第三十二条第七項第一号の改正規定　平成三十二年四月一日

二　第三十一条第一項の表前条第一項第一号の項の改正規定（「第六十六条の四第二十一項第一号」を「第六十六条の四第二十七項第一号」に改める部分を除く。）　平成三十三年一月一日

（財務省組織令の一部改正）

2　財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）の一部を次のように改正する。

第九十条第二号中「及び文書の送達に関すること」を削り、「除く。）」の下に「及び文書の送達並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）第四十一条の二第六項に規定する報告事項の提供に関する調査に関すること」を加える。

第九十一条第三号中「外国の租税に関する報告事項の管理及び」を削り、「除く。）」の下に「及び外国の租税に関する報告事項の管理並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第四十一条の二第一項に規定する報告事項の管理」を加える。

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十一年三月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

総務大臣　石田　真敏

財務大臣　麻生　太郎

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百四号

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令等の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第六号）の施行に伴い、及び租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第五条の二第三項の規定に基づき、この政令を制定する。